平成２３年（フ）第８８３２号
東京都渋谷区本町１丁目45―７　サンエム本町ハウスＡ―21
債務者　柴田　正之
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８３４号
東京都板橋区徳丸１丁目27―23―205
債務者　矢崎　正典
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７２号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡４丁目９番21号　スリージェ鵠沼207号室
債務者　菊地　理恵
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１８号
東京都東村山市恩多町１丁目54番地８
債務者　安達　昭弘
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
長野県南佐久郡川上村大字原231番地１
債務者　大塚　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第４２号
愛媛県西予市三瓶町津布理3304番地５
債務者　川上桐志幸
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県大洲市田口甲86番地１　大洲中央ビル１の８号
債務者　林　　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第６９２号
東京都日野市日野本町４丁目22番地の11　ニューたちばな202
債務者　北村　一美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５６号
静岡県焼津市五ケ堀之内1306　エテルノⅡ101、住民票上の住所静岡市清水区石川５番地の１　サンテラス田島Ｂ―101
債務者　村田　　潤
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３２号
静岡県焼津市祢宜島196番地の９
債務者　渋谷すみ江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７７９号
千葉県市川市市川２丁目３―２―202
債務者　田中　健彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７８２号
東京都台東区寿４丁目３―４―Ｂ１
債務者　北川　二郎
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７９０号
東京都足立区谷中１丁目19―４―202
債務者　佐藤久美子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８０２号
東京都江戸川区篠崎町１丁目51―３―303
債務者　阿久戸真一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０７１号
埼玉県鴻巣市東４丁目５番45―404号　ガーデンストリーム鴻巣３番館
破産者　高橋　浩二
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１２号
埼玉県川口市大字安行原1209番地の15　鈴木ハイツ
破産者　すぎやま教材・杉山英司こと　杉山英司
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係